

久山町まち・ひと・しごと創生寄附金（企業版ふるさと応援寄附）募集要項

本町の地方創生を目的とした事業を応援する目的で、企業版ふるさと応援寄附（地方創生応援税制）として寄附いただける企業を次のとおり募集します。

なお、年度ごとの募集事業は久山町ホームページをご覧ください。

https://www.town.hisayama.fukuoka.jp/soshiki/keiei_design/gyomu/kigyoubanfurusaton_uzei/index.html

1 対象事業

- ① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする事業
- ② 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる事業
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- ④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

2 募集対象企業

久山町以外に本社（主たる事務所又は事業所）を置く企業

3 募集寄附額

5億円（令和5年度から令和6年度までの累計）

※寄附額の下限額は10万円となっています。

※年度ごとの募集寄附額は久山町ホームページでご確認ください。

4 募集期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

5 寄附の申出方法

別紙「久山町企業版ふるさと応援寄附申出書」に必要事項を記入後、メール、郵便のいずれかの方法で以下まで送付してください。

〒811-2592

福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632

久山町役場 経営デザイン課

電話：092-976-1111 Mail : k-design@town.hisayama.fukuoka.jp

6 寄附金の払込時期

各法人（寄附企業）の事業年度内に寄附金を納付することが必要です。

（例）令和5年4月から令和6年3月（令和5年度）が事業期間の法人（3月決算法人）

は、令和5年4月から令和6年3月（令和5年度）までの間に寄附金を納付することにより、令和5年度の法人税等の納税の際に軽減措置を受けることができます。

7 寄附金の払込方法

（1）納入通知書による納付

納入通知書を送付しますので、金融機関で払い込みください。

なお、次の金融機関以外で払い込みをする場合は、手数料が必要となります。

西日本シティ銀行、福岡銀行、福岡中央銀行、粕屋農業協同組合

（2）郵便局（ゆうちょ銀行）納付書による納付

納入通知書を送付しますので、お近くの郵便局（ゆうちょ銀行）で払い込みください。

なお、手数料は不要です。

（3）銀行等からの口座振込

久山町会計管理者の口座情報をご連絡しますので、お近くの金融機関でお振り込みください。

8 寄附後の手続き

寄附金の入金確認後、久山町から受領書を送付いたします。

税額控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

9 税制上の優遇措置

税制上の優遇措置として、次のとおり最大9割の税の軽減措置を受けられます。

ただし、各税の軽減措置には上限がありますので、個別にご相談ください。

①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。

（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。

ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）

③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

寄附額			
損金算入（約3割） 国税+地方税	(4割) 法人住民税+法人税	(2割) 法人事業税	(1割) 企業負担

10. 問い合わせ先

〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632

久山町役場 経営デザイン課

電話：092-976-1111 Mail : k-design@town.hisayama.fukuoka.jp